

新旧対照表

○神奈川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則

新	旧												
<p>第10号様式 (第7条関係) (用紙 日本産業規格A6横長型) (表)</p> <p style="text-align: center;">年金証書番号 第 号</p> <p style="text-align: center;">神奈川県心身障害者扶養共済制度年金証書</p> <p>次のとおり神奈川県心身障害者扶養共済制度条例に基づき年金を支給します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">年金受給権者の氏名</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>年金額</td> <td>月額 円</td> </tr> <tr> <td>支給開始年月</td> <td>年 月</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 (氏 名) 印</p> <p>(裏)</p> <p>1 この証書は、大切に保管してください。 なお、この証書を破つたり、汚したり、又はなくしたときは、証書の再交付を申請してください。</p> <p>2 年金は、年金受給権者の死亡の日の属する月まで、毎月支払います。</p> <p>3 年金管理者が指定されている場合には、年金管理者に年金を支払います。</p> <p>4 年金受給権者又は年金管理者は、毎年4月1日の年金受給権者の現況を記載した現況届を翌月末日までに知事へ提出しなければなりません。 なお、この届の提出を怠ると、年金の支払いを一時差し止めることがあります。</p>	年金受給権者の氏名		年金額	月額 円	支給開始年月	年 月	<p>第10号様式 (第7条関係) (用紙 日本産業規格A6横長型) (表)</p> <p style="text-align: center;">年金証書番号 第 号</p> <p style="text-align: center;">神奈川県心身障害者扶養共済制度年金証書</p> <p>次のとおり神奈川県心身障害者扶養共済制度条例に基づき年金を支給します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">年金受給権者の氏名</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>年金額</td> <td>月額 円</td> </tr> <tr> <td>支給開始年月</td> <td>年 月</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 (氏 名) 印</p> <p>(裏)</p> <p>1 この証書は、大切に保管してください。 なお、この証書を破つたり、汚したり、又はなくしたときは、証書の再交付を申請してください。</p> <p>2 年金は、年金受給権者の死亡の日の属する月まで、毎月支払います。</p> <p>3 年金管理者が指定されている場合には、年金管理者に年金を支払います。</p> <p>4 年金受給権者又は年金管理者は、毎年4月1日の年金受給権者の現況を記載した現況届を翌月末日までに知事へ提出しなければなりません。 なお、この届の提出を怠ると、年金の支払いを一時差し止めることがあります。</p>	年金受給権者の氏名		年金額	月額 円	支給開始年月	年 月
年金受給権者の氏名													
年金額	月額 円												
支給開始年月	年 月												
年金受給権者の氏名													
年金額	月額 円												
支給開始年月	年 月												

新	旧
<p>5 年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支払いをしません。</p> <p>(1) 所在が1月以上不明のとき。</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。</p> <p>(3) 日本国内に住所を有しないとき。</p> <p>6 年金は、年金受給権者の生活の安定と福祉の増進のために使用しなければなりません。年金管理者がこれに違反したときは、年金管理者を変更することがあります。</p> <p>7 偽りその他不正の手段により年金の支給を受けているときは、既に支給した金額を返還していただきます。</p> <p>8 年金受給権者又は年金管理者が氏名又は住所を変更したときは、氏名(住所)変更届を知事に提出してください。</p> <p>9 年金受給権者が死亡したときは、年金管理者(年金管理者が指定されていないときは、その遺族)は、死亡届に年金受給権者の住民票の写し及びこの証書を添えて知事に提出してください。</p>	<p>5 年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支払いをしません。</p> <p>(1) 所在が1月以上不明のとき。</p> <p>(2) <u>懲役又は禁錮の刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。</p> <p>(3) 日本国内に住所を有しないとき。</p> <p>6 年金は、年金受給権者の生活の安定と福祉の増進のために使用しなければなりません。年金管理者がこれに違反したときは、年金管理者を変更することがあります。</p> <p>7 偽りその他不正の手段により年金の支給を受けているときは、既に支給した金額を返還していただきます。</p> <p>8 年金受給権者又は年金管理者が氏名又は住所を変更したときは、氏名(住所)変更届を知事に提出してください。</p> <p>9 年金受給権者が死亡したときは、年金管理者(年金管理者が指定されていないときは、その遺族)は、死亡届に年金受給権者の住民票の写し及びこの証書を添えて知事に提出してください。</p>